令和５年度第４回我孫子市自立支援協議会本部会

　　　　　　　　　　　　　　日時　令和５年１２月２５日（月）

　　　　　　　　　　　　　　　　　午後２時から午後４時

　　　　　　　　　　　　　　場所　我孫子市役所　分館大会議室

|  |  |
| --- | --- |
| （１）会議の名称 | 令和5年度第4回我孫子市自立支援協議会本部会 |
| （２）開催日時 | 令和5年12月25日（月）午後2時00分から午後4時00分まで |
| （３）開催場所 | 我孫子市役所　分館大会議室 |
| （４）出席又は欠席した委員その他会議に出席した者の氏名（傍聴人を除く）出：出席欠：欠席 | 委員 |
| 出 | 大内委員 | 出 | 武田委員 | 出 | 横田委員 | 出 | 石川委員 | 出 | 関口委員 |
| 欠 | 遠藤委員 | 出 | 志賀委員 | 出 | 今田委員 |  |  |  |  |
| 事務局 |
| 障害者支援課　竹井課長、三浦課長補佐、野口（妃）、並木、髙橋、森（結）、池永、関根 |
| （５）議事 | 議案第1号　第3期障害者プランの実績報告について議案第2号　第4期障害者プラン案について議案第3号　日中サービス支援型共同生活援助について |
| （６）公開・非公開の別 | 公開 |
| （７）傍聴人の数 | 傍聴人の数　　　1名 |
| 発言者の数　　　なし |

議案第１号　第３期障害者プランの実績報告について

（事務局）

　第3期障害者プランについて、令和5年度の取り組みについての実績報告を行う。

　まず、広報・啓発活動の充実についてである。市民への啓発として、広報あびこ11月16日号に、洋菓子の製造販売を行っている4つの事業所の紹介記事を掲載した。また、初めての取り組みとして、文化・スポーツ課と共催で、12月3日に水の館3階研修室で障害者スポーツ3種目（ボッチャ、ペガーボール、ムーブメントスカーフ）の体験会を実施した。障害福祉に関するマークの啓発として、広報あびこ11月16日号に、障害のある人もない人も共に暮らしすべての人が参加できる社会を共につくっていくためのシンボルマークである「イエローリボン」について掲載した。また、障害に関する様々なシンボルマークについてのポスターを掲示するとともに、障害福祉のしおりへも掲載している。市職員に対する研修・啓発として、「2023年度行政職員向け視覚障害者と盲導犬情報セミナー（基礎編）」というテーマで、47名の職員に対しオンラインによる研修を実施した。メンタルヘルス啓発事業の実施として、若年層へのメンタルヘルス啓発パンフレットの改訂版を作成し、市内中学の1年生から3年生および小学6年生に配布を拡大した。

　続いて、委託相談支援事業の強化・充実についてである。地域ケア会議への参加および実施として、重層的な課題を抱えた世帯への支援において、地域包括支援センターからの協力依頼があった場合は地区担当職員が参加し、情報を共有している。

　続いて、精神保健福祉の充実についてである。精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築として、自立支援協議会相談支援部会を協議の場とし、入院から地域生活への支援体制構築のため、まずは地域課題の抽出をすべく市内相談支援事業所へアンケート調査を実施し分析を行った。自殺対策として、「我孫子市いのちを支え合う自殺対策計画」に基づき、自殺対策協議会の開催、自殺予防の啓発物の作成、ゲートキーパー研修の開催等の事業を実施した。

　続いて、障害のある方への虐待を防ぐための支援について、令和5年度前期の虐待に対する相談・指導件数は13件、一時保護実施件数は0件であった。

　続いて、成年後見制度の活用の促進について、令和5年度前期の市長申立ての申立て済みケースは1件、さらに令和5年度中に申立てが見込まれるケースが2件である。

　続いて、避難行動要支援者（災害時要援護者）への支援についてである。避難行動要支援者避難支援計画の推進として、計画に基づき避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援団体（警察、社会福祉協議会、民生委員、自治会等）へ提供した。自治会等提供数は21団体である。また、福祉避難所運営マニュアルについては令和4年度に作成済みであり、福祉避難所受け入れ訓練については、令和6年2月にあらき園で実施予定である。

　続いて、自立支援給付の実績について報告する。各障害福祉サービスの実人数及び時間数について、ここでは実績がほぼ計画通りとなっている項目については説明を割愛し、実績が計画と異なっている項目のみ取り上げて説明させていただく。

　重度訪問介護については、利用希望者が少なく、計画値を下回っている。理由としては、重度訪問介護は同一箇所に滞在してサービス提供を行うもので、8時間を区切りとする利用となっていることから、そうした長時間の利用を希望する方が少ないためである。サービスの提供が可能な事業所は、市内に13か所と十分にあるが、需要は少ない状況である。

　重度障害者等包括支援については、県内に利用できる事業所がないため、達成率が0％である。この重度障害者等包括支援のサービス提供が可能な事業所については、千葉県0、茨城県0、東京都と埼玉県にそれぞれ1か所ずつある。重度障害者等包括支援は、生活介護、居宅介護、短期入所といったサービスを、必要に応じて全て同じ事業所で提供するというものだが、全て同じ事業所で提供することには事業者としての課題も多く、整備が進んでいない状況である。当市の現状としては、それぞれ異なる事業所から各サービスを提供することで必要な支援を行えている状況である。そのため、これまでの障害者プランにおいては実人数の目標値を1と定めていたが、次期障害者プランにおいては、目標値を定めず0とする予定である。

　自立訓練（生活訓練）については、計画値を下回っている。このサービスは、月による利用者数の増減もあるが、利用の期限が決まっていることもあり、期限が終了すると必然的に利用者数が減っていくものである。新規に利用する方がいれば実績は増えるが、現状は計画値を下回っている状況である。

　就労移行支援については、一般就労へのニーズが増え、達成率146％と計画値を大きく上回っている。

　就労継続支援（B型）についても、達成率116％と、計画値をやや上回っている。

　就労定着支援についても、就労移行支援の利用者の増加に伴い、就職後の支援として本サービスの利用者も増加傾向にあるため、達成率127％となっている。

　短期入所（福祉型）については、実績値は徐々に増加傾向にあるものの、計画値よりは下回っている。このサービスを提供する事業所として、日中サービス支援型グループホームが昨年度も1か所開設され、来年度も1か所開設予定であり、そうした日中サービス支援型グループホームが増える度に短期入所施設も増える予定である。

　短期入所（医療型）については、希望者がなかった。

　共同生活援助については、達成率が120％と、計画値を上回る実績があった。

　計画相談支援については、達成率が135％と、日中活動系のサービスの増加に伴い、実績は計画値を大きく上回った。

　地域移行支援と地域定着支援については、それぞれ3件と6件の実績があったが、相談支援サービスは、その他のサービスと集計方法が異なるため、達成率としては低く出ている。

　説明は以上である。

（会長）

　何か質問はあるか。

（委員）

　重度障害者等包括支援については、県内に事業所がないということだが、大事なのは利用者がいるかどうかということである。同じく重度訪問介護についても、8時間を区切りとした利用とのことだが、24時間介護が必要な方もいると思う。そのため、単に利用されていないのか、もしくは利用したくても事業所がないのか、わかる範囲でお答えいただきたい。

（事務局）

　重度障害者等包括支援は、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、短期入所等のサービスを一つの事業所が提供するというものだが、現状当市においては、それぞれ異なる事業所から各サービスを提供することが可能になっており、どうしても一つの事業所からサービスを受けたいという相談は受けていない。

　介護サービスにおいても、小規模多機能型居宅介護という類似のサービスがあるが、やはり経営が難しいようである。

　一つの事業所からサービスを受けるメリットとしては、関係を築いた支援員から全てのサービスを受けられるといったところだと思うが、どうしても一つの事業所からサービスを受けたいという希望のある方がいらした場合にはどうするかということは、当然考えていかなければならないと思う。

　現状は、市内の各事業所からのサービス提供で対応している形である。

（委員）

　他の自治体では、それぞれのサービス提供事業所の調整が難しい地域もあり、そのような地域においては一か所に全ての機能がある施設があると利用しやすいのかもしれないが、我孫子市は社会資源があり、サービスによって事業所の調整ができているため、現状は困ることがないのだと思う。

（委員）

　福祉避難所受け入れ訓練については、あらき園で実施するとのことだが、あらき園を利用されている方でなくても、障害福祉サービスを利用している方は対象となるのか。

（事務局）

　福祉避難所は、あらき園を利用している方が避難する場所ということではなく、災害時に、それぞれの地区の一般の避難所に入られた方々の中で、一般の避難所での避難生活に支障がある方が移られる場所である。

　そのため、あらき園の福祉避難所を利用できる方は、あらき園を利用している方だけでなく、対象者は市内全域の方が想定される。

（委員）

　訓練は、我々の見学や参加は可能か。

（事務局）

　2月に予定している訓練は、まずは職員間での設置訓練、運営訓練の予定である。そのため、来年度以降の訓練の際には、皆様をお呼びする形での訓練が実施できればと考えている。

（委員）

　計画相談支援等の実績が計画値を大きく上回ったサービスについては、次期の障害者プランにおいてはより計画値を増やしていく方針という認識でよろしいか。

（事務局）

　その通りである。

（委員）

　市ホームページの人材募集情報ページには、福祉に携わる職員の募集が掲載されているが、事業所の運営として人材の確保が難しいといった課題に対する何らかのアプローチ等はないのか。

（事務局）

次期障害者プランの策定にあたって市内事業所にヒアリングを行った結果、人材の確保や育成が難しいといった意見を頂戴している。

対策として、この後の議案でも説明させていただくが、市と民間事業所で協力し、合同企業説明会の開催といった取り組みを来年度以降実施し、重点項目にも位置付けたいと考えている。

（委員）

　居宅介護と同行援護については、令和4年度と比較して令和5年度の達成率が下がっている。

　これは、ニーズは高いものの、事業所に余裕がなく利用者が満足に利用できていない状況があるのではないかと推測されるが、そうしたことについて市はどのように把握しているか。

（事務局）

　社会福祉協議会におけるサービス提供が終了となり、利用されていた方については他の事業所に引き継ぎを行い、利用ができなくなったということはないが、使いやすさや、希望通りの利用が難しいといった声は頂戴している。

（委員）

　これまで通りの定期的な利用については、どこかしらの事業所に引き継ぐことができ、全く受けられなくなるということはないが、急遽の外出等の変則的な利用についてはなかなかサービスが見つからないような状況もあるため、引き続き啓発をお願いしたい。

議案第２号　第４期障害者プラン案について

（事務局）

　前回の本部会においては、第4期障害者プランについて素案という形でお示ししたが、今回は案という形でお示しする。

第1章および第2章については、前回から大きな修正はないため、第3章以降について説明させていただく。

第3章には、地域における理解・啓発、相談支援と権利擁護体制の充実、暮らしを支えるサービスの充実、就労・社会参加の促進、安心して暮らせる環境づくりという5つの基本目標を掲載しており、これらの目標を達成するための施策や事業を次ページ以降に掲載している。基本目標ごとの具体的施策における重点項目については、委員の皆様のご意見をもとに、現状や法改正の内容を勘案して課内で協議し、案として設定した。基本目標1においては「広報・啓発活動の充実」を、基本目標2においては「基幹相談支援センターの充実」、「相談支援事業の強化・充実」、「成年後見制度の活用の促進」を、基本目標3においては「住まいの場の充実」、「人材の確保の推進」を、基本目標4においては「就労の促進」を、基本目標5においては「避難行動要支援者（災害時要援護者）への支援」を、それぞれ重点項目とした。

それぞれの重点項目の具体的な内容について説明する。

まず、広報・啓発活動の充実については、市民への啓発、マルチメディア等を活用した情報発信、メンタルヘルス啓発事業の実施、多様性を認め合う学校教育活動の実施、市職員に対する研修等による啓発を具体的な事業としている。この項目は、第3期障害者プランにおいても重点項目であったが、障害のある方が地域で暮らしていくため、障害についての正しい知識や理解を広めるための普及啓発活動は継続的に実施していくべきと考え、重点項目とした。

また、第3期障害者プランからレイアウトを大きく変更しており、各事業について事業内容をそれぞれ具体的に記載する形とした。

　続いて、基幹相談支援センターの充実については、障害者相談の実施、自立支援協議会の充実、指定特定相談支援事業の運営を具体的な事業としている。地域の相談支援における基幹相談支援センターの役割を明確化するとともに、相談支援事業所の後方支援を充実すること、また、自立支援協議会において個別事例の検討を行うことで地域課題へのアプローチを行っていきたいという考えのもと、重点項目とした。

　続いて、相談支援事業の強化・充実については、障害者まちかど相談室の設置、相談支援事業所連絡会の実施、相談支援専門員の研修等の実施、関係機関との連携、障害者相談員の利用啓発を具体的な事業としている。障害者まちかど相談室を含む市内全ての相談支援事業所への定期的な巡回訪問を実施することで連携体制の強化を図るとともに、研修や勉強会等でスキルアップを目指していきたいと考え、重点項目とした。

　続いて、成年後見制度の活用の促進については、成年後見制度の利用支援、成年後見人・保佐人・補助人への報酬費助成、成年後見制度の普及啓発を具体的な事業としている。現在、社会福祉課を中心とした成年後見制度利用促進検討委員会にて、中核機関の整備に向けた協議を進めており、引き続きそうした取り組みを進めていきたいということから重点項目とした。

　続いて、住まいの場の充実については、グループホームの施設整備・運営支援、生活ホームの運営支援を具体的な事業としている。市内にグループホームの数はある程度あるものの、重度の障害のある方や強度行動障害のある方等に対応できるグループホームの整備や、グループホームの質の向上といった点に今後はより力を入れていきたいと考え、重点項目とした。

　続いて、人材の確保の推進については、合同企業説明会の実施、市のホームページでの人材募集、専門職採用の推進を具体的な事業としている。先ほども簡単にご説明した通り、合同企業説明会の実施を新規事業としており、市と民間事業所が一体となって、福祉の仕事に興味がある方と事業者を繋げるきっかけ作りを行っていきたいということから、重点項目とした。

　続いて、就労の促進については、障害者就労支援センターの運営、「チャレンジドオフィスあびこ」の運営、青年サークル「むぎの会」の実施、市役所での就労の場の確保、障害者優先調達法にかかる方針の策定・推進、老人福祉センターへの視覚障害者マッサージ師派遣を具体的な事業としている。第4期障害者プランの策定にあたっての市民アンケートにおいても、就労に関する要望が多く、来年度以降は就労選択支援という新たな障害福祉サービスも新設されるため、福祉、教育、労働等の関連分野との連携をさらに強化していくとともに、就労の相談や就労後の定着支援、また市役所での働く場の提供としてのチャレンジドオフィスの運営等の就労のための支援を強化していきたいと考え、重点項目とした。

　続いて、避難行動要支援者（災害時要援護者）への支援については、避難行動要支援者避難支援計画の推進、避難行動要支援者名簿の管理、福祉避難所の指定、福祉避難所の開設・運営、災害避難所要支援者用ベストの活用、福祉施設での災害への備えを具体的な事業としている。現在個別避難計画の作成を進めているため、引き続き推進していくこと、また先ほどもご質問のあった福祉避難所の開設訓練も実施していくため、重点項目とした。なお、前回お示しした素案からの修正点として、福祉施設での避難訓練という事業名を、事前の準備から行うという意味を込めて、福祉施設での災害への備えという事業名に変更した。もう一つの修正点として、緊急時の対応という施策名を、緊急時に備えるための対策という施策名に変更した。これは、施策の中の新たな事業として、企業と提携して提供を始めたLINEでの見守りサービスを新たな事業として追加したことから再考したものである。

　重点項目の内容についての説明は以上である。

　第4期障害者プランの策定にあたっての市民アンケートにおいて要望の多かった就労や相談支援、人材確保等を課題と捉え、それらを反映した施策とした。

続いて、第5章の国の指針に基づいて定める障害福祉計画について説明する。

まず、前回お示しした素案からの修正点として、各サービスの見込み値のみを記載していたが、第3期障害者プランの計画期間である令和3年度および令和4年度の実績についても記載した。

障害福祉計画における各成果目標について説明する。

まず、福祉施設の入所者の地域生活への移行である。素案から数値に変更はないが、考え方としては、地域生活への移行を進める観点から、令和4年度末時点において福祉施設に入所している障害のある方のうち、今後自立訓練等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込む。その上で、令和8年度末における地域生活に移行する者の数値目標を設定する。目標値としては、令和4年度末時点の施設入所者数が49人であり、国の指針において令和8年度末時点における施設入所者数を令和4年度末時点から5％削減することを目指すとされているため、49人の5％の3人を削減見込者数とし、令和8年度末の施設入所者数を46人と定めている。地域移行見込者数については、国の指針において令和4年度末時点における施設入所者の6％以上が令和8年度末までに地域移行することを目指すとされており、現行の第3期障害者プランにおける未達成割合6％を加え、6人と定めている。以上の成果目標を達成するための活動指標として、各障害福祉サービスの数値目標を定めている。

続いて、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築である。精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健・医療・福祉関係者が連携して取り組むとともに、地域の精神医療福祉体制の基盤整備等を推進することにより、精神障害のある方の地域移行や定着を図るため、各活動指標を設定することを成果目標として定めている。

続いて、地域生活支援の充実である。地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置等による効果的な支援体制および緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと、また、強度行動障害を有する者に関し、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを成果目標として定めている。

続いて、福祉施設等から一般就労への移行等である。ここでは、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する方の目標値を設定している。令和3年度の一般就労移行者数は37人で、国の指針において令和8年度中の一般就労移行者数を令和3年度の1.28倍とすることとされているため、49人と定めている。そのうち、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型それぞれのサービスごとの一般就労移行者数も定めている。また、新規項目として一般就労への移行実績のある事業所の割合について定めており、国の指針において、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることとされているため、そのように定めている。就労定着支援事業については、国の指針において、令和8年度末における就労定着支援事業の利用者数を令和3年度の1.41倍とすることとされているため、53人と定めている。令和8年度末における就労定着率についても、国の指針において、市内の就労定着支援事業所のうち就労定着率が7割以上の事業所数を2割5分以上とすることとされているため、そのように定めている。

続いて、相談支援体制の充実・強化等である。基幹相談支援センターの設置および協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善等を行う取り組みを行うこと、また、その実現に向けて各活動指標を設定することを成果目標として定めている。

続いて、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築である。障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制を構築し、また実現に向けて各活動指標を設定することを成果目標として定めている。

最後に、地域生活支援事業等の見込み量として、各地域生活支援事業の第3期障害者プランにおける実績および令和6年度以降の見込みを定めている。

第6章には、計画の推進体制と進行管理について掲載している。

以上が今回お示しする障害者プラン案であり、明日以降パブリックコメントにて意見を図る。

障害者プラン案の説明は以上だが、委員の皆様にご意見をいただきたいことがある。

先ほどご説明した第5章の障害福祉計画における福祉施設の入所者の地域生活への移行という成果目標の中で、「削減見込者数」という表現があるが、これについて別の表現が良いのではないかという意見がある。別の表現としては、例えば「減少」といった表現が考えられる。国の指針においては「削減」という表現になっており、地域のサービス提供基盤を整備することによって施設入所者数を減らしていくという方針なのだが、「削減」以外の表現が良いのか委員の皆様にご意見をいただきたい。

（会長）

　まず、事務局より質問のあった点からご意見をお願いしたい。

　令和8年度の目標値の「削減見込者数」という表現について、国の指針においては削減という表現になっているが、こうした方が良いのではないかといった意見はあるか。

（事務局）

　別の表現が良いのではないかという意見があった理由は、障害のある方の立場に立った時に削減という言葉はどうだろうかという主旨である。

（委員）

　「減少」とすると、自然に減っていくような意味合いになるため、「減少」でも良いのではないかと思う。

（委員）

　「減少」が良いと思う。

（会長）

　では、協議会としては「減少」としてご意見させていただきたいと思う。

（事務局）

　パブリックコメント後に、只今いただいたご意見を踏まえて修正を検討する。

（会長）

　その他、第4期障害者プラン案について何か質問や意見はあるか。

（委員）

　基本目標3の暮らしを支えるサービスの充実の中に、障害福祉サービス事業所の施設整備・運営支援という事業がある。この事業内容に、利子補給を実施すると記載があるが、これについて詳しく伺いたい。

　もう一点、障害福祉計画の中で各障害福祉サービスの目標数値が定められているが、地域移行支援について、実施する事業所が少ないということもあるのだと思うが、見込み値が低い印象がある。もう少し高めても良いのではないかと思うが、いかがか。

（事務局）

　まず、利子補給についてお答えする。

　新規事業所の開設時に、利子が大きな負担となるため、一定額の利子を市で助成するという制度である。年々額は減ってはいるものの、年間約5万9,000円の利子補給を行っている。通常よりも低利になることで、事業所の支援を行う制度である。

　続いて、地域移行支援の見込み値についてお答えする。

確かに1という数値だけを見ると少ない印象を受けるかもしれないが、地域相談・計画相談支援については、見込み値の算出方法が、その他の介護給付や訓練等給付サービスとは異なっている。というのも、介護給付や訓練等給付については、ひと月分の実績や見込み値を定めるが、地域相談・計画相談支援については、年間の平均値となっている。つまり地域相談・計画相談支援については、毎月実績が1件あり、年間12件の実績があって初めて1となる。そのため、毎月2件以上の実績、すなわち年間24件以上の実績があるのだとすれば、見込み値を2とすることもできるが、今年度前期の実績を見ても、実質の実績は3件であり、それを半年間で平均して0.5、四捨五入して1という実績になっている。令和3年度は実績がなかったため0、令和4年度と令和5年度については、毎月1件以下の実績だったため1となっており、こうした状況を鑑みて、令和6年度以降に毎月2件以上の実績があるかどうかを検討した。他のサービスと数値の考え方が異なるためわかりづらいが、このような目標値でよろしいか。

（委員）

　地域移行支援は、市町村によって実績に大きな開きのあるサービスだと思う。

　我孫子市において地域移行支援の実績が少ない理由は、地域移行支援と同様の支援を委託相談の範囲で行っているため、地域移行支援という事業として実施していないのだと推測される。地域移行支援として行う場合、地域移行支援の計画を作成する等やらなければならないことが少なからずあるため、委託相談の範囲で行っている現状があるように思う。そのため、決して我孫子市において地域移行が行われていないわけではない。

（委員）

　基本的な支給決定期間が6か月のため、年間で利用者が2名いたとしても、年間の平均で実績が1となってしまうということだと理解した。

　また、地域移行をゆっくりと進められるケースであれば地域移行支援を利用できるが、実際に地域移行が必要なケースは、12月末の退院に向けて11月から関わる等、スピードが求められるケースが多く、なかなか地域移行支援に当てはまらない。本来であれば、本人の意向を確認しながらゆっくりと支援を行いたいが、当てはまらないケースが多いと感じている。

（委員）

　基本目標2の中に、施策として基幹相談支援センターの充実があるが、基幹相談支援センターの役割や、何に重点的に取り組みたいのかということについて説明をお願いしたい。

　また、基本目標5の中の避難行動要支援者（災害時要援護者）への支援について、数年前から避難行動要支援者名簿は出来上がっているものの、各自治会の方針によって提供が進まない現状があるようだが、そこを推進していくためにどのような取り組みを行っているのか。関係各課で連携し、具体的に進めなければ意味がない。

　福祉避難所の開設・運営訓練についても、まずは2月にあらき園にて職員間での体制確認をするとの説明があったが、もう少し具体的に、何年度は何を行うといったものを示し、事業所職員等も含めてしっかりとその状況を見せていただくような形でしっかりと取り組んでほしい。どこかの事業所で実際に避難をしてみたり、一度泊まってみる等し、問題点を抽出して改善するといったことをしなければ、なかなか進まないのではないかと思う。

（事務局）

　まず、基幹相談支援センターの機能や役割についてお答えする。

　具体的には、障害福祉計画における相談支援体制の充実・強化等の活動指標に求められる役割とそれぞれの目標値を記載しているが、地域の相談支援体制の構築のため、地域の相談支援事業者の人材育成や、困難ケースへの助言・後方支援、また事例検討等を通じた支援スキルの向上といった専門的な役割を果たすことが期待されているため、そうした取り組みを充実させていきたいと考えている。

　続いて、避難行動要支援者名簿についてである。

　仰るとおり、個人情報の受け取りを拒否されている自治会の壁が高く、なかなか進まない現状がある。だからといってこのままで良いということではないが、その点に関しては、自治会に対してご協力いただけるように丁寧に説明をしていくしかないと考えているため、どこがどのような役割を担っていくか等、協議を重ねて対応していきたい。

　続いて、福祉避難所の開設・運営訓練についてである。

　先ほどもご説明したように、まずは今年度福祉避難所の体制について職員間で共通認識を持つことから始め、その職員間での訓練の経験をもとに、令和6年度以降、事業所の方々に参加していただいたり、あらき園以外の福祉避難所の開設訓練も行ったりと、少しずつ広げていきたいと考えている。そのため、まずは今年度職員間で試験的に行う形にはなるが、そこで問題点を抽出し、確実に翌年度以降に繋げていけるようにしたい。

（会長）

　他に質問はあるか。

（委員）

　ガイドヘルパー派遣事業について、近年他市のグループホームを利用される方も多いが、他市のグループホームを利用しても援護地は我孫子市となるため、グループホーム所在地のガイドヘルパー事業所は使うことができず、かといってグループホーム所在地まで支援が可能な我孫子市内のガイドヘルパー事業所もなかなかないといったジレンマを感じることがある。

　そうした状況について、他市の居宅介護事業所に対して何か啓発できたりすることはあるか。

（事務局）

　仰る通り、我孫子市援護だが、居住地特例で他市のグループホームに入居しており、その地域に我孫子市と契約しているガイドヘルパー事業所がないという状況はあるかと思う。

　ただしガイドヘルパー派遣事業については、指定ではなく我孫子市と事業所との契約という形を取っているため、例えば他市のグループホームに入居されている方がその地域で利用したい事業所がある場合、当該事業所と我孫子市が契約をしてガイドヘルパーを使っていただくということは十分に想定される。そのため、そうした状況がある場合には、一度ご相談いただければと思う。

（委員）

　事業所にとって、我孫子市との契約自体はそれほど手間のかかるものではないのか。

（事務局）

　単価表や仕様書を添付し、実施内容等を記載した基本的な契約の形を取るため、既に所在地等で契約している事業所であれば、加えて我孫子市と契約することにそれほど抵抗はないのではないか。

（事務局）

　補足だが、10月末時点において、我孫子市外の事業所で委託契約を締結している事業所が12事業所あり、市内の12事業所と合わせて24事業所と契約をしている状況からも、それほど敷居は高くないのではないかと思う。

（委員）

　その事業所の利用を希望する方が1人であっても、事業所にお願いをすればそれほどハードルの高いものではないという認識で良いか。

（委員）

　ガイドヘルパーの契約自体、市町村によって大きく変わってくるため、市としては前向きに考えてくださっていても、1人のために契約してくださるかどうかは事業所次第というのが非常にもどかしいところではある。

（事務局）

　逆に、他市援護で我孫子市内のグループホームに入居しており、ガイドヘルパーを利用したいがその契約や申請は援護地である他市といった場合もある。

　他市の事業所に対する啓発を行うというのはなかなか難しいところだが、契約したいという事業所がある場合には、ご相談いただければと思う。

（会長）

　他に質問はあるか。

（委員）

　福祉避難所のことに話が戻るが、確か福祉避難所は、市長が福祉避難所を立ち上げる宣言をしてから立ち上がる流れだったように思う。

　基本的には全員一時的に一般の避難所に避難していただき、その中で障害のある方は例えばあらき園に移っていただくような流れになるかと思う。そうであるとすれば、あらき園で福祉避難所を立ち上げるということばかりを主張してしまうと、実際の災害時、市内の障害のある方が初めから一度にあらき園に押し寄せてしまうという懸念もあるのではないかと思うが、いかがか。

（事務局）

　市としても、福祉避難所について正しく理解いただくのが難しいと感じているところである。

　仰るとおり、まずは全員一般の避難所に避難していただき、一般の避難所では対応が難しい方に福祉避難所に移動していただくという流れになるため、混乱がないよう、最初に避難する場所は一般の避難所であるということを周知することが重要である。個別避難計画においても、まずは一般の避難所に避難することを想定した計画を立てていただくため、きちんと周知されご理解いただければと思う。

　また、福祉避難所が立ち上がるまでの間、一般の避難所でどう過ごすかといった問題もあり、一般の避難所の中でも支援が必要な方への対応がしっかりとできるようにしていかなければならない。

　そのため、まずは全員一般の避難所に避難し、その中で個別の支援を受けられること、その後で、より良い環境で過ごせるよう福祉避難所に移るという3段階で考えているところである。

（事務局）

　補足だが、今の説明にもあったように、一般の避難所を開設してから72時間以内に宣言が出た場合に開設されるのが福祉避難所である。

　災害の種類等によっては、必ずしもあらき園が福祉避難所として開設されるとは限らないため、今後は開設訓練についても、あらき園の職員に限定せず、開設される可能性のあるそれぞれの施設の代表職員に参加してもらうという形にしていけたらと考えている。

　以上のように様々なことを想定していかなければならないため、今後もご意見をお願いしたい。

議案第３号　日中サービス支援型共同生活援助について

（事務局）

　本日は、令和6年度中に我孫子市内にて日中サービス支援型共同生活援助の開設を計画されているミナノワ株式会社の方にお越しいただいている。

　事業計画について説明をお願いする。

（ミナノワ株式会社）

　ミナノワ株式会社は、神奈川県川崎市に本社があり、最もグループホームが多いのが川崎市である。その他、関東と九州にもオフィスを構え、事業展開している。

　介護サービス包括型と日中サービス支援型の双方を運営しており、現状は介護サービス包括型が7割となっている。残り3割が日中サービス支援型だが、近年日中サービス支援型を開設している理由としては、高齢化・重度化の中で支援を手厚くさせていただきたいという思いからである。

　現状の入居者の方の障害種別については、圧倒的に知的障害が多く、次いで精神障害となっている。元々介護サービス包括型として始めていることもあり、バリアフリーになっていない建物もあるため、身体障害の方は少なくなっているが、日中サービス支援型のグループホーム、また介護サービス包括型として新たに開設するグループホームについては、全てバリアフリーとしているため、少しずつ身体障害の方も増えてきている。

　入居者の方の障害支援区分については、中・重度の方が多くなっている。

　介護サービス包括型グループホームであっても、日中残られ、支援させていただいている方もいる。

　先ほどもご説明したとおり、運営拠点は関東、東海、九州となっており、千葉県においては、現状千葉市で日中サービス支援型のグループホームを運営している。

　企業理念は、「『輪』を繋ぎ『和』を貴ぶ」である。提供する障害福祉サービスを通じて私たちを支えてくれる人たちの輪を大切にし、一人ひとりが尊重し合える総和を目指すプロフェッショナルになることを企業理念としている。

　「プロフェッショナル」という部分については、支援を行う世話人や生活支援員の技術の向上を目指し、色々な研修を実施している。本来はそれぞれのレベルに合わせた研修を実施したいが、従業員数が多いことから、まずは支援の基礎の平準化を図るためレベルの高い方にとっては物足りないかもしれないが、しっかりとした支援ができる土台を築くための研修を実施している。もう少し進んだ研修を受けたいという希望のある方に対しては、世話人の研修、生活支援員の研修、管理者の研修、また別の角度からサービス管理責任者がニーズを聞き取るための研修等、階層別の研修も行っている。こうした階層別の研修に関しては、例えば管理者のみが管理者研修を受講できるというものではなく、今後管理者を希望しているという職員も受けられる体制となっている。

　グループホームに関しては、1階が10部屋、2階が10部屋、そしてショートステイが各階に1室ずつとなっている。ショートステイについては、障害者もしくは障害児の利用となる。

　提供させていただくサービスに関して、大まかに説明させていただく。まず、食事の介助や食事の提供を行う。排泄についても、入居者の方の状態によって支援量は異なるが、一部もしくは全介助の支援をさせていただく。入浴支援についても同様である。着替えや整容等についても、入居者の方の尊厳に関わる部分であるため、しっかりと対応していきたいと思っている。また、グループホームというと周りから閉ざされた空間のように思われがちな面があるが、我孫子市においては障害のある方でも参加が可能な様々なイベントがあることを事前に確認させていただいているため、入居者の方のご希望のもとにそうしたイベントに参加させていただき、開かれたグループホームを目指していきたいと考えている。また、グループホーム内で健康管理を行う。健康管理については、世話人によるバイタル測定や、入居者の方本人からの体調の確認、また新型コロナウイルスが5類にはなったものの、引き続き熱を測ったり体調の確認をさせていただく。開設当初から入っていただける訪問看護があるかどうかはまだ検討中だが、医療連携体制加算をいただきつつ、入居者の方に対して月2回の訪問看護を入れたいと考えている。金銭管理も行っているが、グループホームの金庫の中で全ての方の財産を預かる形になるため、職員がすぐにお金を下ろしに行くことはできないシステムを考えており、グループホームには通帳のみ、カードは本社で保管するという形で体制を整えている。急なお金が必要になった場合には、弊社が立替えで支払い、それを家賃等の請求に含めて請求させていただく形を取っている。

　入居の基準に関しては、障害福祉サービス受給者証をお持ちの方となっている。体験についても、障害福祉サービス受給者証を取っていただいている。

　また、入居の基準に関して、グループホームでの共同生活を希望される方としている。というのも、基本的に障害福祉サービスは自分で決めて自分で利用することが原則のため、絶対に入りたくないという思いがある場合には、何度も見学を重ねて入りたいという思いになった時に入居いただく等、ご本人の意見をないがしろにせず、出来る限りご本人にご理解いただけるように入居を進めていきたいと考えている。

　あわせて、知的または精神、身体に障害を抱える方を基準としている。今回のグループホームについては、1階および2階にもエレベーターをつけ、バリアフリーとする予定である。

　入居の基準の最後として、利用料金の支払いが継続的に可能な方としている。

　入居の流れに関しては、まずはご相談をいただき、その中でご情報をいただいた上で、ご本人の見学や面談をさせていただく。お越しいただくのが難しい方については、弊社が病院に出向いたり、ご家族や支援者の方にホームを見学いただく形で対応する。その後、ご本人や支援者の方からご入居の意思があった際には、弊社でご本人に対してどのような支援ができるか検討させていただく。また、他の入居者の方との相性等も考慮し、サービス管理責任者や生活支援員、管理者と話し合いをした結果、入居の契約という形になる。

　説明は以上である。

（会長）

　何か質問はあるか。

（委員）

　来年度の開設予定とのことだが、具体的な時期や定員、また日中サービス支援型なのかどうか等、詳細を伺いたい。

（ミナノワ株式会社）

　今回開設を予定している場所が市街化調整区域であることから、開発協議が必要であり、開発協議を2月に予定している。このスケジュールで進めた場合、おおよそ令和6年12月、約一年後の開設を想定している。

　1階10名、2階10名、合計20名の日中サービス支援型のグループホームである。

（委員）

　昨今、他の株式会社が運営するグループホームにて料金の過徴収の問題があったが、御社では、とりわけ食材料費についてはどのような管理をしているのか。

（ミナノワ株式会社）

　弊社では、3か月おきに精算する形を取っている。例えば1～3月に利用いただいた料金を、6月に精算するような形である。

　入居者の方に請求させていただくのが、家賃、食費、光熱水費、日用品費だが、そのうち家賃以外については前預かりとなっており、3か月おきの精算の際、預かっている額が多ければお戻しし、足りない場合には請求させていただいている。

（会長）

　他に質問はあるか。

（委員）

　日中サービス支援型とのことだが、日中は他の事業所に通うことは可能なのか。

　また、送迎についてはどのような対応になるか。

（ミナノワ株式会社）

　日中グループホームで活動していただく方もいるかとは思うが、日中他の事業所に行かない方だけを受け入れるというわけではなく、日中他の事業所に通われている方であっても支援は可能である。

　送迎については、もちろん全て行いたい気持ちはあるが、20名の方が入居され、それぞれ様々な事業所に行かれる場合、全ての方を送迎させていただくのは現実的には難しいと思う。そのため、事業所の送迎ルートに入れていただいたり、もしもグループホームの立地条件上バスが近くまで入れないといったことがあれば、近隣のバスが通れる場所まで送迎させていただくことは可能かと思う。

（委員）

　家賃について未定と記載があるが、これまで実際にグループホームを運営されてきた中で、どの程度の金額を想定されているのか。

（ミナノワ株式会社）

　家賃に関しては、確実な金額はまだお伝えできないが、生活保護を受給されている方がご入居できるような家賃設定を考えている。

（委員）

　生活保護を受給されている方については、比較的グループホームに入る余裕がある。

　むしろ障害年金2級のみを受給されている方の方が余裕がなく、そうした方がグループホームに入ることで生活保護を受給する必要が出てしまわないようにしていただきたい。

（ミナノワ株式会社）

　家賃に関しては、まだ断定的なことはお伝えできないが、今いただいたお話は心に留めておく。

（委員）

　まだ入居者像も見えていない中だとは思うが、対象者の障害支援区分としては3～6と記載されているが、グループホームの運営経験が豊富な中で、実際に我孫子市内にてグループホームを開設された場合、平均としてどの程度の区分を想定しているのか。

（ミナノワ株式会社）

　他のグループホームの事例を踏まえると、平均として4.5程度を想定している。

（委員）

　やはり日中サービス支援型ということで、5～6の重度の方を中心に受け入れていただきたいと思う。需要も高いと思うので、ぜひお願いしたい。

（委員）

　通院に関する支援はどうか。

（ミナノワ株式会社）

　通院に関しては、同行が必要な場合には行わせていただいているケースが現在でも多くある。

　仮に1週間に2回といった頻度である場合には、病院と相談し、ご本人の状況を考慮して同行の頻度を減らすといった可能性はあるが、可能な限りお連れするケースが多いと考えている。

（委員）

　日中サービス支援型の場合、往診医や、訪問看護との契約等をされているグループホームが多いが、その辺りはいかがか。

（ミナノワ株式会社）

　試験的な段階ではあるが、他のグループホームで、訪問診療と訪問歯科のあるグループホームがある。そのグループホームにおいては、突発的な出来事があった場合にもすぐに医師の意見を仰ぐことができ、上手くいっている状況である。そのため、もしも近隣で訪問診療の可能な医療機関があれば、ぜひお願いしたいと考えている。

　ただし、診療に関しては自由な選択が基本のため、グループホームに入ったからといって必ずその訪問診療を使っていただくというわけではなく、よく説明をさせていただいた上で、病院との相性等も考慮して判断していきたい。

　全体としては、訪問診療が入っているグループホームを着々と増やしているような状況である。

（会長）

　他に質問はあるか。

（委員）

　他の株式会社が運営するグループホームで、主に車椅子を利用している最重度の方を対象とした20名規模のグループホームがあるが、実際には定員まで入居できていない。人材不足や、支援の経験不足が要因の一つであると考えられる。そうした体制面について、御社の場合は問題ないのか。既に運営されている他のグループホームから職員を呼ぶといったことを行うのか。

　また、先ほども話に挙がったように、障害年金2級は月に65,000円ほどの収入である。そこから食費、光熱水費、日用品費を引くと、国や市からの助成があったとしても、家賃の支払いが難しいのではないかと思う。他の株式会社のグループホームにおいても、障害年金2級のみの収入の方でも毎月自由に使えるお金が15,000円ほど残るような形にしたいという構想だったが、実際には難しかった。そのため、御社の場合はどのような家賃設定をされるのかについても気になる。

（ミナノワ株式会社）

　家賃に関しては、現在開発協議を行っている段階であり、その上でプランを立てて決めていくため、申し訳ないが今の段階で確実なことはお伝えできない。

　職員の力量に関しては、現在千葉県内にあるグループホームが千葉市若葉区であり、我孫子市からはやや距離が遠いため、現時点で確実にそのグループホームから職員を呼んでくるという話はできないが、弊社としては、管理者やサービス管理責任者はもちろん、全ての世話人についても事前に研修を実施し、入居される方々の情報等もお話させていただく。寮母のようなものではなく、障害のある方を支援するということをしっかりと話した上でご入職いただく。

　とはいえ、やはり業務内容が想定と異なるという理由で退職する方が一定数いるのも事実である。そうした場合にも、支援上の課題となっていることが何なのかしっかりと聞き取りを行い、必要な研修等について検討した上で、適宜見直しを行っている。

　そのため、我孫子市にてグループホームを開設した際には、我孫子市の方を募集し、そこでしっかりと支援を組み立てていきたいと考えている。

（会長）

　他に質問はあるか。

（委員）

　現在、千葉県内では千葉市においてグループホームを運営されている中で、なぜ今回我孫子市に開設することになったのか、我孫子市を選んだ理由を伺いたい。

（ミナノワ株式会社）

　以前、我孫子市内のグループホームの管理者を務めていたことがあり、その際に、我孫子市は様々な分野の連携が非常に取れている市だと感じていた。

　例えば急に車椅子が必要になった際、市に相談をしたところ、社会福祉協議会からすぐにレンタルすることができた。なかなか連携が取れていない市が多くある中で、我孫子市は、そうした連携が非常に取れていると感じた。

　そうした経験から、我孫子市の障害福祉において一翼を担いたい、我孫子市の障害福祉を一緒に盛り上げていきたいと思い、開設に至った。

　他の都道府県に異動になった後も、ずっと我孫子市のことが気になっており、他市で働いたことでより一層我孫子市の地域の連携やイベントの充実等を実感し、我孫子市で福祉の事業を行っていきたいと思った。

（委員）

　ぜひ期待している。

（委員）

　我孫子市に良いイメージを持ってくださっているとのことで、ぜひ我孫子にグループホームを開設された際には、重度の方を受け入れていただきたい。

　また、先ほども職員の力量に関する話があったが、以前別の株式会社が運営する日中サービス支援型のグループホームにて、職員が移乗の支援ができないからという理由で受け入れを断られたり、契約はしたものの、支援が難しいからという理由で自宅に帰らされ、そのままグループホームを利用できないといったケースもあり、相談支援専門員としても対応に苦慮した。

　そのため、契約にあたっては、グループホーム側でも対象者のアセスメントを行い、職員のアセスメントも行った上で、支援が可能かしっかりとマッチングをしてから契約をしていただきたいと思う。

　日中サービス支援型のグループホームは非常に求められているサービスであることは間違いないので、よろしくお願いしたい。

（会長）

　他に質問や意見はよろしいか。

（委員）

　一同了承。

（会長）

　他に事務局から連絡等あるか。

（事務局）

　次回の自立支援協議会本部会は、令和6年2月19日を予定している。次回の自立支援協議会本部会では、本日ご意見をいただいた次期障害者プランの最終報告や、市内の日中サービス支援型グループホームの方にお越しいただき、事業報告をいただく予定である。

（会長）

　以上をもって、令和5年度第4回自立支援協議会本部会を閉会する。